

【議題 3 資料】

定款変更 (案)

	箇所	現行	変更案
(A) 役員数	第 5 章 役員 (役員の設置) 第 2 3 条	本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 2 1 名以上 3 0 名以内	本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 1 3 名以上 2 5 名以内
(B) 理事会 開催数	第 6 章 理事会 (構成) (開催数、議長) 第 3 5 条	理事会は、事業年度毎に 6 回以上開催する。	理事会は、事業年度毎に 5 回以上開催する。

(A) 役員数

1. 理事会は学会の意思決定機関の役割に集中し、学会の施策の詳細については各直轄委員会で十分審議し、必要に応じて総務委員会等と調整したのち理事会で決議することが望ましい。
2. 各理事が所掌する運營業務をより広い立場から包括的・効率的に行えるようにするため、現在の直轄委員会の細分化された所掌業務を適宜統合して理事の所掌を拡大する。
3. 学会会員数が 1990 年をピークに年々減少し、2020 年現在半減している。これを考慮して学会運營業務を効率化・スリム化し、担当理事の人数を減らすことが望ましい。

(B) 理事会開催数

1. 2020 年 6 月 17 日(水) 開催の SICE2020 年度第 3 回理事会【重要承認・決議事項】議題 I-01 において、以下の決議がなされている。
「理事会運営負荷軽減のため、理事会開催回数を減らし、理事や事務局の負荷を軽減することで、学会の発展や課題解決に向けた有意義な活動時間を増やす。」
2. 2020 年度は従来の 11 月開催第 5 回理事会の定例議題を 9 月開催と 12 月開催の理事会に振り分けることで、1 回削減した。
3. 2021 年度は、2020 年度の第 3 回理事会（6 月開催）の議題を 4～5 月開催の第 2 回理事会に統合することで 1 回削減し、年度全体で 5 回の開催にできる可能性がある。

以上